

工場立地法届出企業の皆さま、
敷地の有効活用にお役立てください。

備後圏域※
で準則統一

工場立地法に係る 緑地面積率等を緩和しました！

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、一定規模以上の工場等について、緑地面積等の敷地面積に対する割合がそれぞれ定められています。

尾道市では、企業の方が設備投資しやすい環境整備の一環として、国の定める範囲内で、緑地面積率等の緩和を行いました。(2018年4月～)

緩和内容

	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の 定めのない地域
緑地面積率	15% →10%以上	10% →5%以上	20% →5%以上
	重複緑地の緑地面積算入率 25%→50%以下		
環境施設面積率	20% →15%以上	15% →10%以上	25% →10%以上

対象地域について、国の定める範囲内で、最大の緩和率を採用しています。

※備後圏域・・・広島県三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町、岡山県笠岡市・井原市

【お問い合わせ先】

尾道市役所 商工課

住所：広島県尾道市久保一丁目15番1号 TEL:0848-38-9182